

平成23年度 第7回 富合町合併特例区協議会



と き 平成23年10月12日(水)
午前10時30分～
ところ アスパル富合 研修室

富合町合併特例区協議会事務局

協議第 1 号

合併特例区終了後の特例区事業について

富合町合併特例区事業

番号	事業名	担当班 (特例区事務局)	実施主体	実施主体事務局 (該当のみ)	今後の 開催予定
1	富合町体育祭	まちづくり班	体育協会	まちづくり班	H24年11月
2	富合町駅伝大会	まちづくり班	体育協会	まちづくり班	H23年12月 H24年12月
3	富合町成人式	まちづくり班	合併特例区		H24年1月 H25年1月
4	富合町文化祭	まちづくり班	文化協会		H23年11月 H24年11月
5	健康祭	保健福祉班	合併特例区		H23年11月 H24年11月
6	産業祭	産業振興班	産業祭実行委員会	産業振興班	H23年11月 H24年11月
7	富合ふるさと祭り	産業振興班	ふるさと祭り実行委員会	富合商工会	H24年8月 H25年8月
8	高齢者学級 (さわやか学級)	まちづくり班	合併特例区		H23年4月～24年3月 H24年4月～25年3月 H25年4月～10月5日
9	保健事業	保健福祉班	合併特例区		H24年6～8月 H25年6～8月

富合町合併特例区事業検討シート

事業名		担当班名	
H23年度予算額	千円	H22年度決算額	千円
事業費内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例区支出額 (内訳) ・ 千円 ・ 自主財源 千円 ・ その他 千円 	※補助金(助成金) <input type="checkbox"/>	
事業実施主体		※補助(助成)対象団体名	
目的及び内容			
合併特例区終了後の方針案 ※番号に○を付ける	1 廃止 2 継続(実施主体:) 3 その他()		
方針案の理由			
課題			
特記事項			

合併特例区終了までの計画（スケジュール）	年度	期間	進捗管理	進捗
	平成 23年度	10-12月		
		1-3月		
	平成 24年度	4-6月		
		7-9月		
		10-12月		
		1-3月		
	平成 25年度	4-6月		
		7-9月		
		10月5日 まで		

協議第 2 号

富合町老人憩の家の指定管理について

1. 指定管理期間

平成24年4月1日から平成25年10月5日まで

2. 今後のスケジュール(予定)

時期	合併特例区事務局	合併特例区協議会
H23年11月 中旬	・補正予算(債務負担行為)協議会提出	・補正予算(債務負担行為)について協議・承認 ・平成22年度事業実績報告
下旬		
H23年12月 初旬		
H23年12月 下旬		・募集要項、仕様書について協議・承認
H24年1月 初旬	・指定管理者の公募(1ヶ月間)	
H24年2月 初旬	・選定委員会による審査	
H24年2月 中旬		・指定管理者の指定について協議・承認
H24年2月 下旬	・指定管理者の指定	

報告第 1 号

古閑、志々水配水区の断水について

報告第 2 号

雁回公園、屋外運動場の管理について

報告第 3 号

償却資産申告の推進に向けた説明会の実施について

《経 緯》

平成18年度税制改正による地方税法第354条の2（所得税・法人税に関する書類の閲覧等）の法定化を受け、平成18年8月7日付け総税固第79号総務省自治税務局固定資産税課長通知（償却資産の適正な課税の確保について）により、償却資産の申告内容の適正な把握及び未申告者の解消に取り組む旨の通知がなされた。これを受け、本市においても様々な取り組みを行なってきた。

<過年度の取り組み>

平成19年度

漁業関係者に対する閲覧調査を実施、一部の漁協から協力を得て、説明会を実施のうえ課税を行った。

平成20年度

個人事業者を対象とした税務署調査を実施し、申告書を発送した。

平成21年度

東税務署管内法人を対象に税務署調査を実施し、申告資産内容の修正を指導した。

平成22年度

西税務署管内法人を対象に税務署調査を実施し、申告資産内容の修正を指導した。

<課 題>

合併した旧富合町・城南町・植木町では、法改正を受けた動きがなされておらず、旧市域における償却資産申告の状況とは大きな開きがある。

そこで、公平・公正な償却資産課税を行うため、平成24年度課税に向けて国税資料の閲覧調査を進めるとともに、関係団体を含めた事前説明及び富合・城南・植木地域での説明会の実施が不可欠である。

《今後の動き》

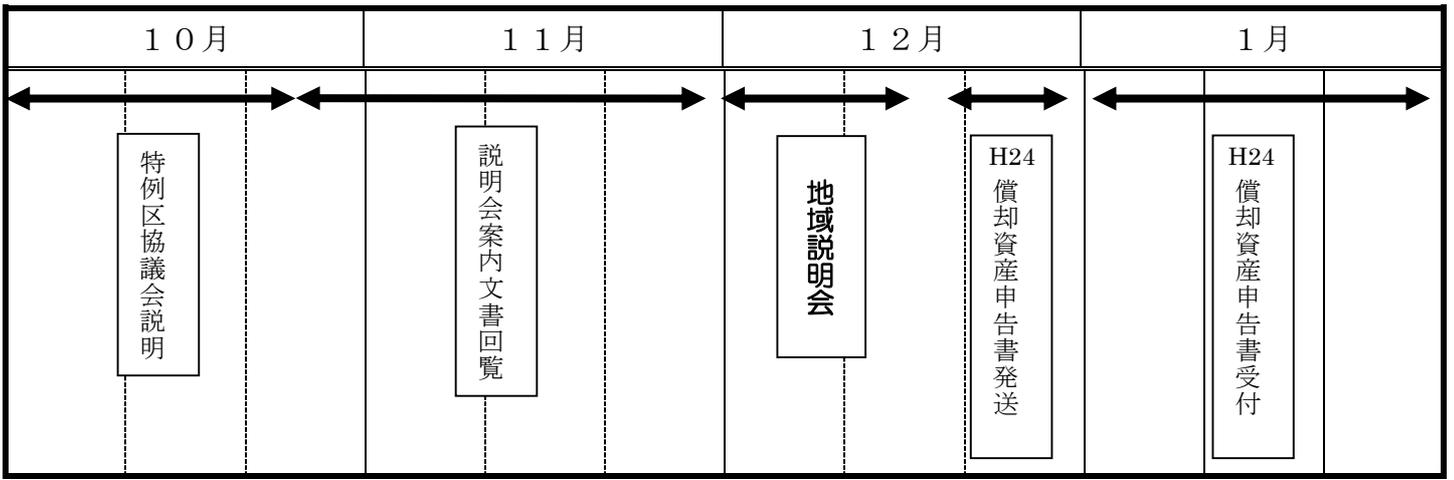
平成24年度の政令指定都市移行に伴い、植木町域は北区、富合・城南町域は南区となる予定。その場合、両区ともに旧市域と合併町が一つの区を形成することから、区内における公平・公正な課税を行うため、平成24年度課税分から合併3町に対しても申告書を送付していくこととする。

そのため、平成23年度において、植木町・城南町を所管する宇土・山鹿税務署を含めた国税資料の閲覧調査を実施（9月～10月）するとともに、富合、城南、植木の各地域において、個人も含めた事業者に対する償却資産の説明会を開催する予定である。

《説明会概要》

- ・実施予定 H23年12月上旬～中旬頃
- ・実施回数 1町につき2回程度
- ※別途の開催要望がある場合は、できるだけ開催するようにするもの。
- ・周知方法 案内文町内回覧による

《スケジュール》



償却資産(固定資産税)の概要

〔 償却資産とは 〕

会社や個人で工場や商店などを経営したり、不動産業や農・漁業を営んでいる人が、その事業のために用いることができる機械、器具、備品などを償却資産といいます。

〔 償却資産の種類と具体例 〕

- 1) 構 築 物・・・舗装路面等の外構工事・広告塔・ビニールハウスなど
- 2) 機 械 及 び 装 置・・・建設機械・農、漁業用機械・機械式駐車場・厨房設備など
- 3) 船 舶・・・漁船・遊覧船・ボートなど
- 4) 車 両 及 び 運 搬 具・・・大型特殊自動車・構内運搬車など
- 5) 工具、器具及び備品・・・事業用のパソコン・テレビ・エアコン・事務机椅子・カラオケ・冷凍冷蔵庫・医療器具など

〔 償却資産の申告 〕

償却資産を所有されている方は、償却資産の取得価額、取得年月、耐用年数などを、その資産が所在する市町村に申告する必要があります。

- ・ 申 告 期 限 毎年1月末日
- ・ 税 率 1.4%
- ・ 免 税 点 課税標準額(全体の合計)が150万円未満の場合は課税されません

〔 申告対象から除かれるもの 〕

取得価額10万円未満の消耗品や、自動車税・軽自動車税の課税対象となるものは、償却資産の申告対象から除かれます。

〔 償却資産の評価 〕

個々の資産の取得価額を基に、耐用年数に応じた取得後の経過年数による価値の減少を計算して評価します。

〔 課税までのイメージ 〕



◇ 本資料は、償却資産のあらましを記載したものです。

詳しくは、資産税課 償却資産班(電話 328-2195)までお問い合わせください。

報告第 4 号 行事予定表 (平成23年10月12日～11月11日)

富合町合併特例区・富合総合支所

日曜	時間	区長	行事(業務)	場所	日曜	時間	区長	行事(業務)	場所
12	水 9:00 8:30 10:30	○	特設人権相談 嘱託員会議 合併特例区協議会定例会 嘱託員便発送日	アスパル・和室 アスパル・研修室 アスパル・研修室	28	金			
13	木 8:30 ～20:00		資源ごみ拠点回収日	総合支所横	29	土			
14	金				30	日	9:30	○ 新幹線フェスタ2011in熊本	熊本総合車両所内
15	土	10:15	ねんりんピック2011熊本「総合開会式」	総合運動公園	31	月			
16	日		ねんりんピック2011熊本【健康マージャン】	雁回館	1	火	13:00	心配ごと相談・行政相談【休み】	アスパル・和室
17	月		ねんりんピック2011熊本【健康マージャン】	雁回館	2	水			
18	火	12:45	ねんりんピック2011熊本「総合開会式」	熊本市市民会館	3	木	8:30	○ 第45回富合町文化祭(展示・発表の部) 文化の日	アスパル富合
19	水				4	金	9:00	第45回富合町文化祭(展示の部)	アスパル富合
20	木				5	土			
21	金				6	日			
22	土				7	月			
23	日				8	火			
24	月				9	水	9:00 10:00 13:30	○ 特設人権相談 ○ 合併特例区協議会定例会(予定) ○ 嘱託員会議 嘱託員便発送日	アスパル和室 アスパル・研修室 アスパル・研修室
25	火	午前中	合併特例区例月出納検査	応接室	10	木	8:30 ～20:00	資源ごみ拠点回収日	総合支所横
26	水	9:00	○ 定例農業委員会	アスパル・研修室	11	金			
27	木	8:30 ～20:00	資源ごみ拠点回収日 嘱託員便発送日	総合支所横	備考 11月23日(水・祝日) 健康祭・産業祭 都市計画相談窓口設置 10月31日～11月4日				